

# 法第6条第1項第三号建築物について

## 完了検査時に**工事写真**が必要となります！

江別市では、法第7条の5による完了検査の特例の適用となる建築物について、完了検査申請書提出の際に、構造耐力上主要な部分の工事写真の添付が必要となります。（建築基準法施行規則第4条第1項第二号）

### ■工事写真の内容（工事写真提出様式をご利用ください）

- 1 基礎の配筋の工事終了時
  - ☐ 基礎配筋の全景
  - ☐ 基礎の配筋形状・寸法・径・ピッチ等がわかるもの
- 2 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
  - ☐ 柱、筋交い、耐力壁の全景
  - ☐ 仕口、継手金物等の施工状況がわかるもの
- 3 屋根の小屋組の工事終了時
  - ☐ 小屋組の全景
  - ☐ 火打梁、母屋等の接合部がわかるもの

※ 写真には表示板（工事名、撮影年月日、撮影部位を記入）を含めて撮影してください。

建築基準法施行規則 抜粋

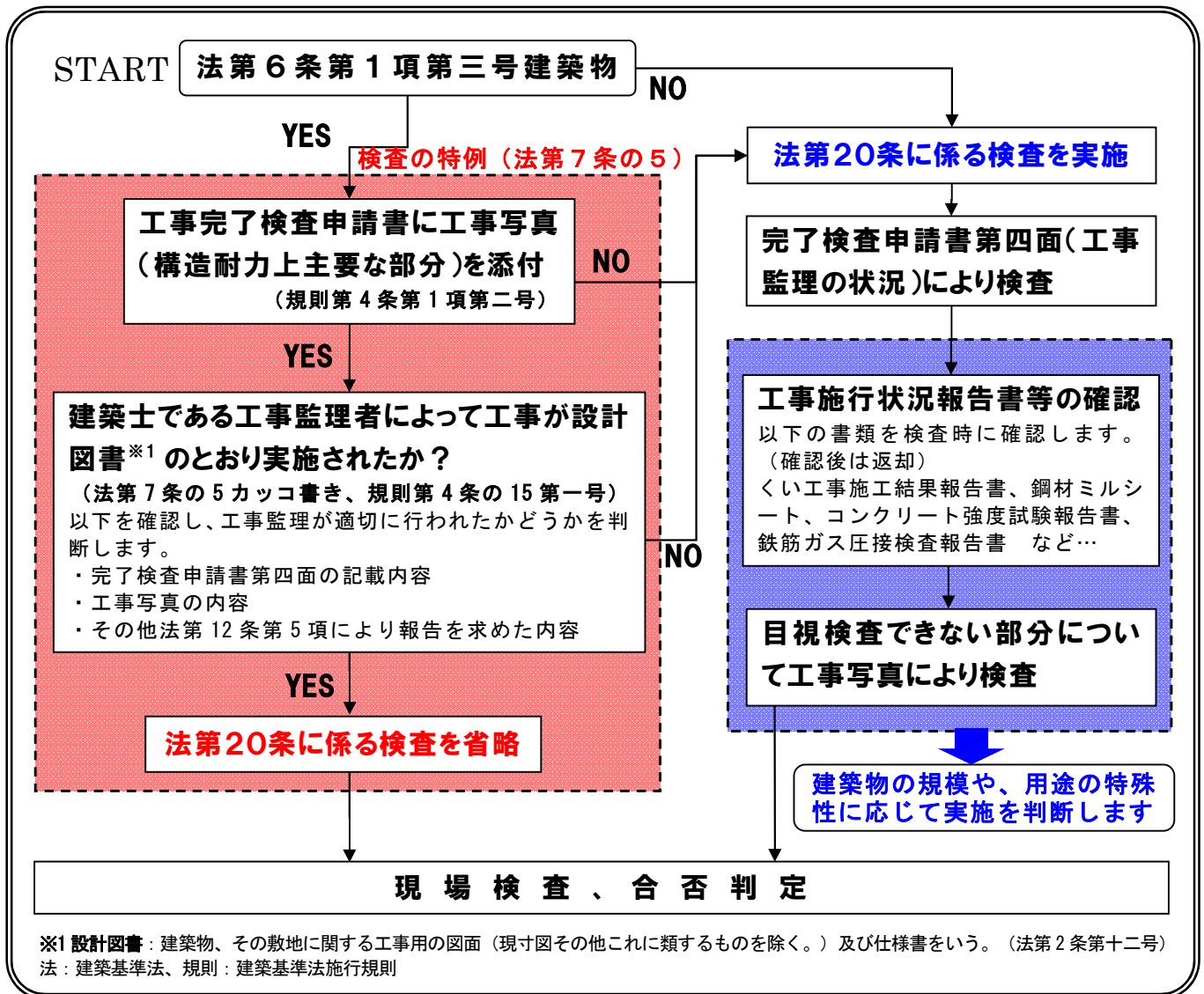
（完了検査申請書の様式）

**第四条** 法第七条第一項（法第八十七条の四 又は法第八十八条第一項 若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

：

- 二 法第七条の五の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る**構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真**（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

## ■法第20条に係る工事完了検査フロー



## ■工事完了検査申請書の申請書類

- ・完了検査申請書
- ・第四面の別紙（シックハウス対策関係の工事監理の状況）
- ・工事写真（構造耐力上主要な部分）※法第6条第1項第三号建築物のみ
- ・軽微な変更の内容を記載した書類
- ・委任状（確認申請時に提出済みの場合は不要）
- ・民間確認検査機関で確認を受けた場合は確認に要した図書・書類

## ■工事写真提出様式は以下よりダウンロードできます

- ・市役所トップページ（左メニュー）「届出・申請ダウンロード」クリック
- ・カテゴリメニュー「土地・住宅」クリック→「住宅・建築」クリック
- ・確認申請関連様式ダウンロードのページへ